

呉市都市計画マスタープラン検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するに当たり、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、呉市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することについて定める。

(検討事項)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、都市計画マスタープランの策定に関する意見交換を行うものとする。

(開催期間)

第3条 委員会の開催期間は、第1条に規定する目的が完了するまでとする。

(構成等)

第4条 委員会の構成員は、委員会の検討事項に関し知見を有する学識経験者、関係機関、関係団体に属する者、市民等のうちから、市長が委嘱する。

2 委員会に座長及び副座長を置き、座長は構成員の互選により定め、副座長は座長の指名により定める。

3 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(運営)

第5条 委員会は市長が招集し、議事の運営は座長が行う。

2 座長が議事に出席できない場合は、副座長が議事を運営する。

(謝金等の支払)

第6条 委員会の会議に構成員又は第4条第3項の構成員以外の者が出席した場合には、予算の範囲内で、謝金等を支払うことができる。

2 謝金の額は、日額10,000円とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合又は非公開にすべき情報が含まれている場合は、会議の公開をしないものとする。

(会議の傍聴)

第8条 会議の傍聴を希望する者は、開会前に傍聴の申込手続を完了した上、係員の指示に従い入場しなければならない。

2 傍聴人の定員は、10名とし、先着順によるものとする。

(議事の公表等)

第9条 都市計画課は、委員会の構成員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）を市ホームページ等により公表する。

2 構成員は、委員会で知り得た情報（前項の規定により公表する事項を除く。）をみだりに他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。